

構成員が実施した調査の共有について

1. 経緯

令和4年4月に開催された全国営繕主管課長会議幹事会において、構成員が実施した営繕業務に関する各種調査に関して、構成員間で情報共有するための仕組みの必要性について広島県より発議された。

これを受け、情報共有の方法及び情報共有に当たってのルールの設定について、国土交通省、東京都及び広島県において検討を行い、構成員への意見照会を経て、下記2のとおり取りまとめた。

2. 方針

(1) 情報共有の方法

① 調査実績の共有

構成員が実施した調査の実績が過年度分も含め確認できるように、調査の概要（調査名、調査主体、実施時期、対象地域等）を記載したリスト（別添1）（以下、「調査リスト」）を作成し、構成員間において共有する。

② 調査資料の共有：

調査リストに掲載されている調査案件に関する資料が必要な場合は、構成員間において個別に請求・提供を行う。

(2) 情報共有に当たってのルールの設定

調査リストの作成、更新並びに共有に関する事及び調査資料の請求並びに提供に関する事等の調査リストの運用に当たって必要な取り決めは運用規程（別添2）において定める。

3. 今後の予定

令和5年5月 総会において調査リスト及び運用規程の制定

令和5年6月～ 調査リストの作成

令和5年10月～ 調査リストの共有

<別添資料>

別添1 全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト

別添2 全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト運用規程

調査年度	調査実施主体	調査区分							キーワード	調査名	調査概要	調査機関	調査地域
		企画立案	設計	積算	入札契約 手続き	工事監理	保全	その他					

調査期間	定期・臨時の別	提供可能な資料 (協議により決定する場合は空欄でも可)			文書の保存期間	公開状況		備考	担当連絡先		
		資料の種類	データ形式	共有制限の有無					部署等	電話番号	メールアドレス

全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト運用規程

令和●年●月●日制定

全国営繕主管課長会議

(目的)

第1条 全国営繕主管課長会議構成員実施調査リスト（以下「調査リスト」という。）は、全国営繕主管課長会議構成員（以下「構成員」という。）が実施する営繕行政に関する各種調査の実績を共有することにより、営繕業務の一層の効率化を図るものである。

本運用規程では、調査リストの円滑な運用を図るために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 調査リストの共有範囲は、全国営繕主管課長会議の構成員とする。

第3条 調査リストへの掲載対象は、構成員が実施した営繕行政に関する調査とする（ただし、調査リストに掲載する情報には情報公開条例等で定める不開示情報を含めないものとする。）。また、調査リストへの登録は任意とする。

(運用・管理)

第4条 調査リストの管理者は、全国営繕主管課長会議事務局（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「事務局」という。）とする。

第5条 調査リストの作成、更新及び共有は次の各号の方法で行う。

- (1) 調査リストの作成は、事務局において行う。また、調査リストの利活用状況を継続的に検証し、調査リストの項目の見直しは構成員の合意に基づき実施する。
- (2) 調査リストの更新は、毎年度当初に開催される全国営繕主管課長会議幹事会に向けた事務局からの依頼に基づき、各ブロックの代表においてブロックごとに取りまとめ、事務局に提出し、事務局において取りまとめることにより行う。ただし、構成員が、年度途中で新たな成果品の完成による調査リストへの追加を求める場合または成果品が構成員の属する機関の定めによる保存期間を経過するなどなんらかの事情による調査リストからの削除を求める場合には、事務局は適時適切に調査リストを更新する。
- (3) 調査リストの共有は、事務局から各ブロックの代表への送付及び各ブロックの代表からブロック内の構成員への送付により行う。

第6条 調査リストに掲載されている調査案件に関する資料が必要な場合、資料の請求及び提供は、次の各号に従い、構成員の間において行う。

- (1) 資料の使用にあたっての遵守事項等、必要な取り決めは資料を請求する構成員と調査実施主体の構成員の間で行う。
- (2) 資料を請求する構成員は、調査実施主体の構成員の求めに応じてその使用目的等を説明し、利用制限等を含む使用承諾を得たうえで、提供可能な資料の提供を受ける。

(その他)

- 第7条 構成員は、調査リスト及び取得した調査資料を適正に利用、管理する。
- 第8条 本運用規程に定めのない事項については、必要に応じて構成員の承諾により定める。
- 第9条 本運用規程の制定および改廃は、全国営繕主管課長会議において行う。

附則

(運用規程の施行日)

本運用規程は令和〇年〇月〇日から施行する。